破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３４号
神奈川県厚木市金田168番地６　リエス厚木金田302、前住所神奈川県厚木市下荻野1245番地６
破産者　松口　英樹
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９９号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領436番地１　ＡＬＰＥＮ　ＷＩＧＩ202
破産者　谷野　順一
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０２号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番95号
破産者　濵本　　崇
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１９号
大阪府泉大津市曽根町３丁目９番48―206号
破産者　塩本　　学
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
奈良県橿原市東坊城町865番地の13
破産者　泉谷　寛人
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
奈良県香芝市鎌田422番地　ハイツグラスコート306号
破産者　野川　貴史
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
埼玉県上尾市春日１丁目32番地171
破産者　伊藤　孝治
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２９号
さいたま市南区太田窪５丁目16番３号　ハイムセゾン203号室
破産者　安田　亜祐
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７４６号
さいたま市緑区馬場１丁目５番地20
破産者　岡　　郁俊
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
埼玉県深谷市長在家2038番地１　スカイハイツＡ202号
破産者　笠原　洋平
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６１号
埼玉県東松山市大字松山2393番地７
破産者　山口　敏明
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６７号
埼玉県羽生市中央４丁目４番４号
破産者　嶋田　美子（旧姓中山）
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４８０号
川崎市宮前区土橋７丁目25番地27、開始決定時の住所川崎市宮前区土橋１丁目21番地11
破産者　鮫島功吉郎
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
川崎市高津区千年363番地４
破産者　岩野　宏之
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
川崎市高津区千年363番地４
破産者　岩野　正枝
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
川崎市宮前区野川2353番地12
破産者　鈴木　宏和
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
川崎市宮前区菅生２丁目22番30―105号　ホワイトパレス、前住所横浜市都筑区中川中央１丁目37番14―508号
破産者　荘　　洋子
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
川崎市宮前区野川3139番地１　コスモ・ザ・パークス野川台　205
破産者　清水　恵美
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
川崎市川崎区四谷上町６番20号　ドルフ15205
破産者　畠山　　貢
１　決定年月日　平成27年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係